

## 四万十市公式ホームページの広告掲載の取扱いに関する要領

### (目的)

第1条 この要領は、市ホームページへの広告掲載を適正に行うため、市ホームページの広告掲載の取扱いに関する要綱(以下「要綱」という。)に基づく広告の取扱いについて、必要な事項を定める。

### (広告の位置及び枠数)

第2条 要綱第3条の規定による広告の位置及び枠数は、原則として次のとおりとする。

- (1) 市ホームページトップページの一部 15 枠
- (2) サーフビーチ波情報ページの一部 15 枠

### (広告の種類)

第3条 要綱第5条第1号の規定による広告の種類は、バナー広告とする。

### (広告の規格)

第4条 要綱第5条第2号の規定による広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦 50 ピクセル・横 200 ピクセル
- (2) 形式 GIF (アニメ可)・JPEG
- (3) データ容量 15KB 以下

### (広告の禁止表現)

第5条 要綱第5条第3号の規定による広告の禁止表現は、原則として次の各号に掲げるものとし、各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

- (1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの  
(例)「閉じる」、「キャンセル」等の表現、ラジオボタン等
- (2) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの  
(例) 高速に点滅するイメージ、高速に振動するイメージ、コントラスト(明度差)が強い画面の反転表示等
- (3) 実際には機能しないもの  
(例) 入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニュー等
- (4) 閲覧者が市に関する情報と錯誤するおそれがあるもの  
(例)「四万十市防災情報」、「職員採用情報」等の表現、四万十市市章の掲載等
- (5) その他広告の表現として適当でないと市が認めるもの

### (広告の制限事項)

第6条 要綱第5条第4号の規定による広告の制限事項は、原則として次の各号に掲げるものとし、各号のいずれかの制限に反する場合は、その広告は掲載しない。

- (1) イメージ等の点滅は、その間隔を原則として0.4秒以上とする。

- (2) 画面の反転表示及び大部分の領域の切り替えは、その間隔を原則として2秒以上とする。
- 2 市は、前項の規定による制限のほか、広告の表現、動き及び配色等で、閲覧者に不快感を与えるおそれがあると認める場合は、その内容を制限することができる。

(広告掲載料)

第7条 要綱第12条第1項の規定による広告の掲載料は、次のとおりとする。

(1) 市ホームページトップページ

- ア 市内に事業所等を有するもの：1枠当たり月額5,000円(消費税及び地方消費税を含む。)
- イ 前号以外のもの：1枠当たり月額10,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

(2) サーフビーチ波情報ページ

- ア 市内に事業所等を有するもの：1枠当たり月額2,000円(消費税及び地方消費税を含む。)
- イ 前号以外のもの：1枠当たり月額4,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成19年3月1日から施行する。
- 2 改正後の四万十市公式ホームページの広告掲載料の取扱いに関する要領の規定は、平成19年4月分以後の広告について適用し、同年3月分までの広告については、なお、従前の例による。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。